

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成26年12月10日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 金子 武 志 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 秋 田 志 保 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 野 上 幸 久 （千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官 西 村 圭 一 （千葉地方検察庁検事）
検察官 香 西 克 俊 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 中 井 淳 一 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 伊 藤 大三郎 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者 男
2 番 裁判員経験者 男
3 番 裁判員経験者 男
4 番 裁判員経験者 男
5 番 裁判員経験者 男
6 番 裁判員経験者 男
7 番 裁判員経験者 男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

私は、本日の司会を担当いたします地裁刑事第2部の金子と申します。よろしく
お願いいたします。

本日の意見交換会には、法曹関係者からは、裁判所から秋田裁判官と野上裁判官、
検察庁からは西村検察官と香西検察官、弁護士会からは中井弁護士と伊藤弁護士に
御参加いただいておりますので、最初に自己紹介をしていただいて、特に今日ここ
を聞きたいといったようなポイントがございましたら、お願いします。

なお、各コーナーの節目節目でそれぞれ御意見、御質問を伺いますので、具体的
な質問等はそちらでお願いいたします。

まず、裁判所からお願いいたします。

【野上裁判官】

刑事第2部のA合議の左陪席を務めております野上と申します。本日は、よろし
くお願いします。

私は、今年の1月に着任しまして、いわば新人といった立場でございますが、千
葉では、覚せい剤密輸事件が非常に多くて、既に7件経験しております。覚せい剤
の密輸事件では、否認事件の割合が多く、7件のうち5件は否認事件で、被告人が
疑っていたかどうかといったところを判断しています。やはり判断するに際しては、
いろいろ私でも判断に迷うことは多々ありまして、証拠調べのやり方であったり、
争点の理解だったり、裁判員経験者の方々が、これは分かりづらかったとか、逆
に、ここは工夫されて非常に分かりやすかった、そういった点がございましたら、
率直な意見を聞かせていただければと思っております。

覚せい剤密輸事件ですと、メールが証拠として請求されることが多くありまして、
皆さんも、そういったものを調べられたかもしれません。そのメールの取調べ方法、
それについて分かりやすかったとか、メールの内容が込み入っていて分かりにくか
ったとか、そういったことがあれば、教えていただければと思います。

【秋田裁判官】

千葉地裁の刑事第2部で裁判官をしております秋田と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、千葉地裁は2年目になるんですが、その間、覚せい剤の否認事件をたくさん経験しました。証拠がなかなか日本にないということを皆さんもお気づきだったかと思うんですが、証拠が少なく、認定が難しく御苦労されたのではないかなと思っております。

今回は、証拠調べについての質問の項目を設けておりますが、皆さんが分かりやすかったと印象に残っているものと、分かりにくかったと印象に残っているもの、この両方についてお話を伺いたいと思っております。

良い印象に残っているということは、証拠調べとして分かりやすかったんだと思いますし、何か問題があるようでしたら、是非改善するようにしていきたいとも考えています。

【司会者】

引き続き、検察庁からお願いいたします。

【香西検察官】

千葉地検の検事の香西でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

今、秋田裁判官のお話がありましたように、日本にない証拠は集められないという法律の制限がありますので、裁判員の皆さんに示す証拠も足りないのではないかなという危惧感は十分抱いた上で、公判に臨んでおります。

今回、争点の理解という話題がありますけれども、その争点を説明する際に、検察官は、一番始めの冒頭陳述では、争点は説明するけれども、どうやって判断するかというところについては、恐らく多くの検事が論告という一番最後のところまで「これは、こうやって判断するんだよ。」というのを言っていなかったように思うんです。

そういう検察官のプレゼン方式というか、証拠の説明の仕方について、「もうち

よっと早く、この事実はこういうふうを使うんだよ。このメールはこういうふうを使うんだよ。」とか、そういう御意見がありましたら、忌憚ない御意見を伺いたいと思います。

【西村検察官】

検察官の西村と申します。千葉地検では、今年の4月から裁判員裁判を担当する部署に移って、裁判員裁判を中心とした事件に携わらせていただいております。

裁判員裁判もそうですけれども、法廷で分かりやすい証拠調べ、立証ができるかは、やっぱり検察官に懸かっているという意気込みで頑張っております。検察官の活動等につき忌憚のない御印象なり感想を聞かせていただければと思います。

【司会者】

引き続き、弁護士会からお願いいたします。

【中井弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の中井と申します。私は、弁護士6年目で、千葉で裁判員裁判を20件ぐらいやらせていただいています。今日は、弁護士会内での裁判員裁判のための研修などを担当する委員会から派遣されてやってきました。皆さんの忌憚ない御意見をそういったところにいかしていきたいと思っております。

特にお伺いしたいのは、判決を読んでも、弁護側の主張が受け入れられるということが少ないんですけれども、その中でも主張が取り上げられている場合と、そもそも取り上げられない場合とがあるので、どういった主張であれば、ある程度議論の俎上に載って検討していただいているのか、あるいは、そもそも議論の対象にもならない主張というのはどういったものか、そういったものを聞きたいと思っております。

【伊藤弁護士】

同じく、千葉県弁護士会に所属しております伊藤大三朗と申します。私は、昨年の12月に登録しまして、弁護士としては、おおよそ1年の経験しかありません。裁判員裁判は、1件経験しましたが、覚せい剤についてのものは全く初めてという

ことになります。全てを勉強するという形で参加させていただきたいと思っています。

【司会者】

どうもありがとうございました。

これから意見交換会を始めてまいりたいと思いますが、法曹関係者からここが聞きたいというリクエストがあったように、裁判員裁判は、制度開始から5年が経過し、具体的な改善点が浮かび上がっておりますし、どうしたらいいのかを日々考えているところです。とりわけ、こういった意見交換会での経験者の方の御意見は、非常に重要で、私たちも参考にしたいと思っておりますので、今後の裁判員制度の改善の関係と、裁判所のウェブサイトに掲載されますので、これから裁判員になれる方に対するメッセージという部分もございますので、遠慮なく御発言をよろしくをお願いします。

段取りとしましては、皆さんにあらかじめお配りしております話題事項（別紙第2）に沿ってまいりたいと思っておりますので、一項目ずつお話をしていただいて、その他に御意見のある方は、適宜挙手をしていただいて御意見を伺うということにしたいと思っております。

最初は、全体的な感想をお聞きしたいと思っておりますので、特に印象に残った点とか、話題事項の2で取り上げていないような点で、何か感想を一言お聞かせいただければと思っております。

では、評議でもそうだったと思いますが、最初は、1番の方から順番にお願いできますでしょうか。

【1番】

裁判員候補者の名簿に載ったのは、初年度に載って、3年たってまた載って、「またどうせ空振りだろうな。」と思ったら、年末のこの今日ぐらいの季節になって呼出状が来て、「ついに来たか。」という感じで裁判員をやらせていただきました。

覚せい剤の事件はよくあるので、ニュースでも見ていたんですけども、実際、本番となると、外国人の方なので、どうしても通訳を通してだとなかなか話がかみ合わないところもあるのかなというのは、ちょっと印象に残っています。

最初の頃は、やっぱり慣れていないので、いきなり冒頭陳述とか証拠調べが一気に進んでしまって、自分でもまだ判断できないまま、まだ右も左も分からない状態の中で作業が進んでいったような感想があります。それ以外については、いろいろ質問もさせていただきまし、評議もじっくりできたかなと思っております。

【司会者】

どうもありがとうございました。

今、お話があったように、この種の事件は、外国人が被告人である場合が非常に多いので、外国人が被告人であることで何か問題がありましたら、後ほど是非御意見をお願いいたします。

では、続きまして2番の方、お願いいたします。

【2番】

私も、裁判員裁判に参加できて、大変良い経験になったと思っています。

今まで、人の裁判に関わりを持ったこともないので、あまり興味もなかったんですけども、裁判員を経験して、裁判を傍聴するようになったし、裁判に興味を持つようになったと思っています。

それから、私は恵まれたのかもしれないけれども、裁判員の仲間も朗らかな方が多かつたし、裁判官の方がある程度盛り上げてくれたところもあったので、裁判員裁判では、裁判官も裁判員裁判を盛り上げる能力が必要になってくるんじゃないかなというふうに、これから裁判官も大変な時代になってきたのかなってというような印象を持ちました。大変良い仲間というか、裁判官も含めて良い状況で裁判ができて、大変ありがたく思いました。

【司会者】

ありがとうございました。裁判官の将来についても語っていただいて、ありがと

うございます。

実は、2番の方を盛り上げたのは、私と秋田さんも含まれておりますので、本日も盛り上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

引き続き、3番の方、お願いいたします。

【3番】

私は、今回が初めての経験でした。平成25年だったので、記憶をたどりながらのお話になってしまうので、当時ほどは鮮明に覚えていないんですけれども、なるべく分かる範囲で答えさせていただければなと思います。

説明等もかなり分かりやすく、何か苦になるようなこともなかったかなという印象です。簡単な感想になってしまいますが、以上です。

【司会者】

どうもありがとうございました。

確かに、事件が古くなったりしますと、なかなか御記憶が戻りづらいかと思えますけれども、ほかの方の御意見を聞いていると、記憶がよみがえったりもしますので、よろしく願いいたします。

それでは、4番の方、お願いいたします。

【4番】

ちょうど1年前ぐらいに裁判員裁判が行われたので、3番の方と同じく記憶が定かではないので、送られた紙を見ながら思い起こしているような状態です。

今まで裁判所に来たこともない、弁護士の方とか検察の方、裁判官という人との接点が全然今までない、あるいは少ないということで、裁判が身近には感じられなかったんですけれども、自分が1週間ぐらい裁判所へ行って、多少なりとも裁判に関われたなど、少し遠い存在から身近な存在に変わってきたかなというふうな感じがしました。

本当に貴重な経験をさせてもらって、終わってから職場へ帰りますと、周りに実際にこの裁判員裁判に参加した人っていうのは、私以外に見当たらないんですね。

だから、もう少しそういう人が増えたらいいのになというように感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

やはり、ちょっと古くなると、記憶の問題というのがございますが、今回の意見交換会に参加された方が担当したのは、全て覚せい剤密輸入の事件なんですけど、4番の方に担当していただいたのは、大型の機械に大量の覚せい剤を隠した結構珍しい事件でしたので、その辺りも手掛かりにしていろいろ思い出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続いて、5番の方、お願いいたします。

【5番】

私は、半年ほど前、くじ運が良いのか悪いのか分からないんですけども、裁判員に選ばれました。幸いにも、血生臭い殺人事件とかじゃなくて、トラウマにならなかったんですけども、非常に勉強になりました。

先ほど1番さんがおっしゃったとおり、初日は、もう何が何だか分からないまま過ぎ去ったので、非常に分かりづらかったです。済みませんでした。

【司会者】

いえいえ。謝るのは、それはこちらの方だと思いますので、その辺り、具体的なところは、また後ほどお聞かせいただければと思います。

くじ運が良い、悪いって話がありますが、ただ、大方の方は、くじ運が良いと捉えて、宝くじを買ったりとかされる方が多かったという印象もありますので、そちらの方で捉えていただければと思います。

では、続いて、6番の方、お願いいたします。

【6番】

この仕事をさせていただいた時に、すごく現実感がなかったんですね。まず、裁判官の人たちは、一般的な印象からすると、すごく固い感じがするんですけども、私の担当した事件の裁判官の方々は、裁判長は銀行の支店長みたいな方とか、そう

いう意味で裁判官のイメージと大きく違うなと思いました。

あと、事件が覚せい剤で、被告は外国人で通訳の方がいらっしゃる。現実感がないという意味は、テレビのドラマか何かに参加しているような感じがすごくしまして、そういう意味では気楽だったですけども、だんだんやり始めると、現実の問題ですので、真面目にやりましたけれども、裁判官の方々の御説明もそうですし、審理そのものの流れも大体は理解できた。あとでちょっと疑問があるんで、また言わせていただきますけれども、とにかく全体の流れとしては良かったし、審理も1日短かったんですよ。ですから、すごくスムーズにできたんじゃないかと思いません。

そういう意味では、非常に大変面白い経験というか、ためになる経験をさせていただきました。ありがとうございましたと申し上げたいと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。

そうすると、裁判官も、やっぱりそれなりにいかめしくて、何かイメージどおりの人の方がむしろ現実感があるというわけでもないんですか。

【6番】

いや、そういうことじゃなくて、やっぱり同じ人間なんだなというふうな。

【司会者】

なるほど。そちらの方でしたか。より現実味を増したということにはならなかったんですかね。分かりました。

引き続きまして、7番の方、お願いいたします。

【7番】

私は、今年の6月の終わりから7月頭にかけての裁判に参加させていただきました。感想を一言で言いますと、やはり良い経験をさせてもらったなというのがまずあります。

幸いなことに、これまで裁判所と全く縁がなくて、寄り付いたこともなかったん

です。今回は、選任を入れて6日間、裁判所に通わせていただく中で、裁判所というのを身近に感じたというのと、これまでニュースとか新聞記事で裁判の記事を読んでも、事実だけを見て、こんなことがあったんだとしか思わなかったんですけども、裁判員を経験してからは、その裏が見えるっていうか、審理でこんな証拠を調べたんだろうとか、そういうようなこともちょっと考えるようになったという意味では、非常に良い経験をさせてもらったかなとは感じています。

やっぱり、裁判官の方って、もっと本当に厳しい顔をされていたり、裁判所の法廷内ですかね、もっと空気も張り詰めてキーンとするのかなと思ったんですが、割とそんなでもなかったなというのは、ちょっと感じました。

休憩が終わって法廷に入った時に、最前列に子供たちが、社会科見学だと思うんですけども、何か子供たちの顔がずらっと並んでいるのを見ると、「えっ。」みたいな感じで、ちょっと感じたぐらい、やっぱり法廷って結構自由に出入りできるんだなというのを感じましたし、そういうことは、やっぱり経験しないと、分からなかったなというのを感じましたね。

【司会者】

どうもありがとうございました。

法廷の雰囲気というのは、事件の種類によって、かなり違うのかなという気がしますね。何人かの方からお話があったように、覚せい剤密輸入という事件だからという部分も、恐らく皆さんの中にはあるのかなと思いますので、その点も含めて、後ほど御意見を伺いたいと思っております。

それでは、最初のコーナーの一番目のところを終わらせていただきましたので、ここでは、それぞれの方からの御質問というのは受け付けずに、話題事項の2番目以降にそれぞれ御質問していただきたいと思っております。

2番目は、具体的な裁判の中身について争点が分かりやすかったかどうかとか、それから、証拠調べが分かりやすかったかどうか、あと、争点に対する判断というのが難しかったかどうか、最終的には量刑もありますので、量刑の点についても、

ちょっとお話を伺うといったような形で進めてまいりたいと思っております。

まず、争点の理解ということですが、最初の御意見でも出てきたように、初日が特に分かりづらくて、「あっという間に終わってしまって、訳が分からなかった。」というようなことにならないようにするためには、この争点の理解をしっかりといただけるかどうかというところがポイントかと思います。具体例としては冒頭陳述のところを取り上げておりますが、冒頭陳述のみならず、初日の入り方とかそんなことも含めて、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

まず、1番の方、もし何もなければ結構ですので、あれば、よろしく願いいたします。

【1番】

先ほど申し上げたとおり、裁判官の方と弁護士の方、検察官の方も、多分、事前調整というのをやっていますよね。やる前に事前に。そこで、多分、皆さんは、どれを証拠にするとかっていうのを話し合っているんで、そういうのをあらかじめ見ているというのがあるんですけども、私たち裁判員は、当日、その場で初めて見るので、機械的にバーッと進んでしまうと、何を証拠にしているのか、その場では飲み込めなかったなというのは印象に残っています。

後で持ち帰ってきて、評議室で裁判官から再度説明を受けたりして、やっとそこで理解ができてきたように感じます。あと、やっぱり海外ということで、証拠が物とかそういうものしかなかったんで、それだけで罪状を決めるのはなかなか難しかったのかなというのが、覚えている限りでは、そんなところですよ。

【司会者】

そうしますと、争点という形で、例えば、冒頭陳述に絞りますと、あらかじめ公判前整理手続で整理された結果が出てくるんですけども、そののところというのは、簡単すぎて、よく分からなかった部分があるんでしょうかね。

【1番】

それも、一つありました。まだ裁判というものの自体が分かっていないところもあ

るので、当日は、傍聴の方もいて、やっぱりこちらも緊張しているので、その固いままで来て、朝、集合して、一、二時間ぐらいで、すぐやってしまうというのが、なごめないうちにとというのがあったかなと。それで、お昼を食べて午後から、私たちの時は、裁判官の方も一緒に御飯を食べたりしたので、そこら辺からなごんできて、午後からは、本領発揮というわけじゃないんですけども、いろいろ自分でも、これを調べたいなというのが出てきたりしましたけれども、ちょっと午前中は、そこまでのゆとりがなかったというのが正直な感想です。

【司会者】

ありがとうございました。

では、引き続き、2番の方から、何か争点の理解についてございますでしょうか。

【2番】

私も、1番の方と大体同じような意見で、弁護士なり検察が裁判をやる前の整理っていうか、その内容っていうのは、逆に、裁判員に説明が事前にあってもいいのではないかと思います。どういう整理がされたのかを何も聞かされていなくて、冒頭陳述なり何なりが始まってしまうと、さっき1番の方が言ったように、聞いているだけっていうか、聞くだけで精一杯という状況になってしまい、その後、午後になってから争点などの説明があるので、そこは逆でもいいのかなとちょっと感じましたね。

だから、最初の冒頭陳述は単に聞くだけっていうイメージになっちゃうのかなと感じました。

【司会者】

公判前整理の内容は、なかなか全面的にお話しできない部分もあるんですが、ただ、「こういう審理計画になっている理由は、証人を何人調べるからです。」とかいうことで、そうすると、「今のところの予定では、今回では知情性が争点に一応設定されています。」といったような説明ぐらいはなかったでしょうか。

【2番】

余り記憶がないです。

【司会者】

その辺りも、各裁判体によってやり方も違うと思いますし、その辺で気になる点がございましたら、皆様の方からも是非御意見を伺いたいと思います。

では、引き続き、3番の方、お願いいたします。

【3番】

まず、先ほども選ばれると思っていなかったということと、次の日から公判ということで、日常と非日常のスイッチの入替えがうまくできなくて、最初は慣れなかったんですけれども、その都度丁寧に説明してもらえたので、初めてなりに少しは理解して臨めたかなと思っています。

以上、ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、このくらいで済みません。

【司会者】

ありがとうございました。

では、引き続き、4番の方、何かございますでしょうか。

【4番】

私も、初めてだったので、言葉遣いなり何なりが全く分からないというのがありました。最初に、検察官の冒頭陳述があって、次に、弁護人の冒頭陳述があって、その後、休憩が入ったんですね。多分長くとってくれたんだと思います。別室に移って、裁判長から「今回の争点、争う点はこれこれこういうことなんです。」というようなことを聞いて、初めて「ああ、そうなのかな。」というように理解に至りました。法廷に入っていて、検察官なり弁護人が話していることが素直に頭の中に入って理解できたかという、そういう形にはちょっとなってはいなかったです。

ですから、感想とすれば、休憩の時間を結構長くとってもらって、初めて参加するだろう我々みたいな素人に分かりやすく説明してくれると、その後の流れがスムーズに受け入れられるのかなというふうに感じました。

【司会者】

ありがとうございました。

最初の冒頭陳述では、なかなか頭に入りづらかったのは、一つには言葉遣いとか雰囲気慣れないっていうのがあるということと、あと、その冒頭陳述自体の内容にもっとこうしてほしいかっていうのは、御記憶はございますでしょうか。もしかしたら記憶が乏しいのかもしれないんですが。

【4番】

随分飛んでいます、記憶が。

【司会者】

では、後ほど、他の方の意見をお聞きになりながら、もし思い出されたら、お願いいたします。

それでは、5番の方、ございますでしょうか。

【5番】

一連の流れってというのは、書類等で当日になって知ったんですけども、できれば、その前にビデオか何かで、こういう流れになりますということを知らせてもらうことはできないのでしょうか。いきなり書類を当日ポンと渡されて、こういうふうな流れで行いますというふうに言われると、こっちもまだ心の準備ができていないもので。その点、ちょっと考えてもらいたいんですけども。

【司会者】

その一連の流れってというのは、裁判が具体的にどういう段取りで進んでいくかということでしょうか。

【5番】

そうですね。

【司会者】

なるほど、分かりました。その上で、今日、何をやるのかという説明も併せてあるので、もうちょっと早めに知りたいというところでしょうかね。

【5番】

ええ。

【司会者】

それでは、引き続き、6番の方、お願いいたします。

【6番】

私は、何か物忘れがいいので、5か月前の事件なんですけれども、どうだったのかなってというのは、考えているんですけれども、覚えていないんです。確か、選任された日に、こういう事件ですよというのが初めてあるんですかね。その時は、詳しい説明は、確か、ないですよ。だから、初日から何か書類を配っていただいたんですかね。検察側と弁護側のレジメみたいな。そういうのを入口で見せていただいて、よく分からないうちに、とにかく裁判が始まって、さっき周りの方がいろいろおっしゃったように、弁護側とか検察側の話がバーッと出てきちゃっているから、入口としての準備という意味では、裁判員の立場からしますと、入口の情報をある程度きちっと教えておいていただいていた方が入りやすいのかなという気はします。何か唐突に、急に法廷で話し掛けてきた感じはちょっとしますので、確かに、準備も、もう少し丁寧にしていただいた方がという気はします。

ただ、争点という意味では、そんなに難しくはなくて、ここで言っているのかどうかは分からないですけれども、言葉がまず難しい。絶対言いたいと思ってきたのですが、知情性という言葉は、辞書に出ていないですよ。知情っていうのは、今でもよく分かりません。知っていたかどうかということなんですけれども、薄々感付いたことまで含めて知情性があったとかっていうことですよ。それから、共謀共同正犯という言葉も、非常になじみのない言葉なんですけど、それが割と頭の方から出てくる。裁判員は、そういう法律用語も分からないので、今日言いたかったのは、そういう言葉の理解を法曹の方は常識として分かっているけれども、私どもは全然分からない。そのギャップが最後までずっとあると思うんですよ。今でも、まだ理解していません、共謀共同正犯って意味が。正犯か従犯かによって相当量刑が変わってくるわけですよ。だから、本当に正しい、自分が納得できる、理

解して量刑を決めるのに参加したのかどうかは、よく分からないんです。だから、キーワードになるところ、ここは絶対初めの段階でもみんなに分らないと、裁判そのものが私はおかしいんじゃないかというふうに、今でも思っています。ですから、キーになる言葉については、きちっと時間を掛けたとしても、裁判員がきちっと理解できるような形にしてほしかったと。もちろん、そういう説明とかはありましたけれども、私も、他の方々も、理解していなかったんじゃないかなという気がしています。その辺は、よろしく願いいたします。

【司会者】

どうもありがとうございました。

最初の始まりの説明の問題なんですけれども、裁判体によってやり方は違うと思うんですが、一つのやり方としては、選任手続が終わった後に、起訴状の説明とか、法律用語の説明とか、場合によっては、予定されている争点の説明とかをしてしまっておいて、それで初日を迎えるというやり方もあります。私たちも、そういうやり方をとったりしてはいるんですが、恐らく、今の6番の方の御意見だと、なるべく早めにとという意味で、選任手続が終わった後辺りに、用語の説明とか、予想される争点の説明とかがあった方が初日に入りやすいということで、それは、そのタイミングでよろしいでしょうか。

【6番】

そうですね。その用語の説明は、何か資料とかボードでぱっと書いて、評議している途中でいろいろ説明は頂きましたけれども、かちつとした形で知情性とは何かとか、あるいは、共謀共同正犯がどういうものなのかとかいうような辺りは、資料とかそういう書類とかできちっと説明をしてほしかったなというふうに思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

では、最後に、7番の方、お願いいたします。

【7番】

この前ちょっとお話が出ていましたけれども、やはり当日ですね。前日までに、起訴状とかは一応読んでいますけれども、具体的に冒頭陳述が始まった時に、自分が経験したことの無い情報を初めてそこで聞くわけなんですけれども、最初聞いた時は、たまたまだったのかもしれないんですけれども、これはドラマじゃないかというような、現実になんかあったのかってというような話がいきなり出てくるわけですね。そういう意味では、流れとしては、いきなり始まったという感じにはなったんですけれども、争点という意味では、今日のようにレジュメをつくっていただいたものを見れば、こういうことを争う、こういうことが被告人が認めていないところだというのが一応は分かったと。その後、やはり休憩時間を長くとっていただいた中で、裁判長から争点について説明をもう一回していただいて、そこで理解することができたんですけれども、法廷内だけで理解できたかと言われると、そこまで至っていなかったのかなというふうに今回は思う。あつという間に何か聞いて、終わってしまったなみたいな感じは、確かにありました。

【司会者】

そうしますと、最初に法廷に入って冒頭陳述を聞く前に、どんな準備、どんな情報があったら、もう少し分かりやすかったという印象なんでしょうか。

【7番】

そうですね。私の担当した案件では、運び屋として何か持たされて持ってきてしまったんですけれども、そこに至るまでの部分がすごく長かったんです。けれども、そういった説明がいきなりその時間に始まるので、そういったことは、前日に選任が終わった後でも時間がありましたので、そういうときに聞かせていただいてもよかったのかな。そうしたら、やっぱり入りやすかったと感じます。

【司会者】

具体的な細かい経緯であるとかは、当事者から説明があつて、証拠調べをして初めて分かる事項ですから、そこは、あらかじめ御説明できないので、そこを最初に

当事者からどれだけ分かりやすく説明してもらえかがポイントであることは間違いないんですが、ただ、確かに、そのスケジューリングとか、事前準備とかの辺りで、うまくそこを入れるようにというのは、こちらの方でも考えなきゃいけないかなとは思いました。

例えば、冒頭陳述というポイントに絞った場合に、ちょっとまだお話ししていないことがあったなという方はいらっしゃいますでしょうか。今、どちらかというところ、入り方というか、入り方を中心に御意見を伺ってしまったところがありますので、特に、検察官、弁護人がそれぞれ話をした内容で、争点が分かりやすかったか、ストーリーが分かりやすかったか、分かりにくかったかといったところに絞った場合に、何か思い出された方は、いらっしゃいますか。何人かの方から御意見は出ておりますが、どうでしょうか。具体的にはよろしいですか。

では、検察官の方からも少し質問していただくような形で、もし、記憶が喚起できればということで、特に何か皆さんの方に質問したいこと、もしくは弁明したいことは、何かございますでしょうか。

【香西検察官】

分かりにくいというのは、全て検察官の責任と考えておりますので、説明します。共謀の成否が争われている事件が1件ありますけれども、ほとんどの事案については、覚せい剤の知情性なり、覚せい剤が入っているかもしれないと分かっていたかどうかというところが争点だと思うんです。その点は、恐らく検察官も弁護人も必ず説明はすると思うんです。

ただ、どうしても弁護人も検事も時間が限られているせいもありまして、冒頭陳述が終わった段階でばんばん説明していきまして、こういう事実がありますとか、メールがありますとか、税関職員さんの前の言動がありますとか、被告人の弁解はむちゃくちゃですとか、あるいは被告人の方の弁解は信用できますとかですけども、あれを聞いて、果たして知っている知っていないという知情性、そこまではちょっと理解できないんじゃないかと。あるいは、果たしてこの事実をどう使うのか

なという疑問が残っているんじゃないかというのが、私の危惧するところです。

検事の中には、一番初めに、詳細に「この事実はこのように使うんです。こういう意味を持っています。」という説明をするタイプの検事もいますし、「あとは、詳しいことは全部の裁判が終わったら一番最後の論告でお伝えします。」というふうに言うタイプも中にはいます。こういうことを言ってくれば、こう説明しておいてくれれば、冒頭陳述の段階でも理解がもっとできたかもしれないというのがございましたら、お願いします。

【司会者】

では、同じく冒頭陳述という観点から、特に弁護士さんの方からございますでしょうか。

【中井弁護士】

覚せい剤の密輸の否認事件だと、弁護士からは、何でそれを持ってくることになっちゃったのかみたいなストーリーを語る人が多いと思うんです。我々が悩むのは、どこまで詳しく話したらいいのか、詳しすぎても、ちょっと理解できないし、簡単すぎても、ちょっと理解できないということで、その辺をいつも悩むので、是非、ストーリーをどれだけ理解できたか、あるいは詳しすぎたか、簡単すぎたかみたいなところを、御記憶があれば、お伺いしたいと思います。

【司会者】

ということなのですが、全体的には、やはりその場では分かりづらくて、後で説明されて分かったというパターンが多かったんですが、何か中身について御記憶がよみがえった方は、いらっしゃいますか。こんな内容だったんだけど、ちょっとこれは物足りなかったとか。7番の方なんかは、冒頭陳述でそのストーリーが比較的細かく出てきたという御記憶は、あるわけなんではないでしょうか。

【7番】

そうですね。至るまでの経緯がすごかった案件だったので。

【司会者】

ただ、そこまで言われただけじゃ、すぐすっと頭に入るかという、入りづらかったということになるんでしょうか。

【7番】

そうですね。そこに至るまでの期間にあったことが、どうつながっているのかというのが、最初の段階では、本当に何かドラマのような壮大な感じだったです。

【司会者】

その他の方で、特に当時の具体的な内容の御記憶がよみがえった方というのは、いらっしゃいませんか。

最終的には、この争点について、皆さん、それなりに理解されて判断されたと思いますので、それをもう一度冒頭陳述の中に戻したら、そこは「こういう話だったら、こういうふうに説明しておいてくれればよかったんじゃないか。」とか、そういう感想を持たれた方は、いらっしゃらなかったですかね。特にそういう観点からも、余り御記憶はよみがえりませんか。

分かりました。それでは、冒頭陳述の観点からの争点の理解ということで、余り具体的な御記憶は戻らないようですので、聞いていた限りで、裁判官サイドから何かありますか。質問とか意見とかは。

【秋田裁判官】

当事者の冒頭陳述だけだと、分かりにくかったのが、後で説明されて分かったというお話があったんですが、この話題事項の2というところで、裁判官からの説明についても話題事項になっていますけれども、何かこういう説明が分かりやすかったというような話がありましたら、関連してこの機会に伺えればと思いますので、よろしくをお願いします。

【司会者】

どなたでも結構ですので、何か裁判官サイドからの説明について、どの辺がよかった、まずかったというふうなところ辺りに記憶が残っている方は、いらっしゃいますでしょうか。

【秋田裁判官】

言葉が難しいという話があったんですが、裁判官の言葉遣いは、いかがでしたか。分かりやすかったかどうかも含めて、印象でも結構です。

【司会者】

その点、いかがでしょうか。

先ほどの御意見では、長い休憩の時の説明で初めて頭に入ったというのが4番の方だったでしょうか。冒頭陳述が終わって、長い休憩の間にかなり説明があったと。その間の説明について、冒頭陳述の違いとかも含めて、何か御記憶に残りませんか。しょうか。

【4番】

休憩の時に、休憩室に戻って裁判官の方が説明をしてくださいました。ホワイトボードを使ってくれたんですね。そこに図を書いたりとか、流れを矢印でもって説明しながら書き込んでいってくれたりということがあって、私は、初めて「ああ、こんなことかな。」というのが理解できたわけで、そういうのは、分かりやすかったですね。

【司会者】

ありがとうございました。

【3番】

ちょっとお聞きしたいんですけれども、案件ごとに、冒頭陳述の時間だとか、休廷の時間というのは違うんですか。私、1回しか出たことがないので、分からないんですけれども、長い休憩なんていうのはあったか、なかったのかっていうのがちょっと分からないんですけれども。どうなのかをちょっと教えていただければと思いますので、お願いします。

【司会者】

恐らく冒頭陳述の時間なんかは、その事案の時間的長さとか事案の大きさとか、争点の多さとか、そういうので最初から予定されていますので、もともと「これく

らの時間が必要なんだ。」ということが各当事者から申告があって決めているという形になります。もしかすると、もうちょっと長目にとっておいた方が皆さんとしては理解しやすかったということになるのかもしれませんがね。

休憩時間の方は、基本的に15分単位ぐらいで必ず休むようには、大体どこもしていると思います。ただ、長目の休憩時間をとって、そこで何かを準備するとか、頭の整理をするとか、そんなことに使う場合もありますので、そこは、恐らく完全に決まっているというよりは、事件によって、流れによって、どのタイミングの休憩かでいろいろ変わったりするのかなという気はします。

印象としては、休憩時間が長かったとか、短かったとか、その辺は、何か御記憶に残っていますか。

【3番】

適切だったかと思うんですけども。

【司会者】

その他は、いかがでしょうか。改めて冒頭陳述ということでも結構です。裁判官からの説明ということでも結構ですけども。よろしいでしょうか。

この辺りは、なかなか記憶が戻らないと、難しいところですので、むしろ、もう少し記憶に残っているだろうと思われる証拠の問題ですね。これは、皆さんも、それぞれいろんな特徴のある証拠を見たり聞いたりして、それを基に考えたりということに悩まれたポイントじゃないかと思いますので、話題事項の2のイの証拠調べについてお伺いしたいと思います。

一応、皆さんの記憶の喚起も含めての例示だけはさせていただきました。特にこれに限るということではありません。この種の密輸入事件ですと、被告人の渡航経緯とか、航空券とか、宿泊の予約状況とか、実際に持っていた所持金品とか、メールとかに関する証拠が出る人が多いですので、そういったことも含めて、何かその証拠について、こういう調べ方で分かりやすかった、分かりにくかった、それが後々の考える時にどういうふうに役立ったのか、役立たなかったのかといったこと

を含めて、どなたでも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

併せて、そうしたことよりは、むしろ被告人の話とか、証人の話の方がすごく印象に残っているということであれば、その被告人の話とか証人の話が理解しやすかったのか。それとも、あんまり長過ぎて、ちょっと退屈してしまったというようなこともあったのかとか、その点も含めて、併せてお伺ひしたいと思います。

ここは、7番の方から始めたいと思います。特に証拠調べについて何か御記憶に残っているところは、ございますでしょうか。

【7番】

証拠調べですけれども、記憶にあるのは、まず、メール、携帯の証拠がやっぱり大量ですね。本当に大量すぎるぐらい出てきまして、印刷していただいたんですけども、枚数にして、もう分からないぐらい、もう本当に大量で、30ページ以上あったのかな。被告人は、外国籍の方だったので、一応英語なんですけれども、英語が堪能な方でもなくて、母国語が別の外国語だった。裁判中は、別の外国語で通訳をやったんですけれども、そのメール自体も、別の外国語をグーグルか何かの自動翻訳ツールで英文にしたような訳の分からない英語、さらに、それを日本語に訳したもの、それを読んだんです。それが大量にあるということで、しかも、紙ベース、テキストなので、読むのがすごい大変でした。検察の方、弁護の方、どちらも証拠として挙げていましたので、被告人はこんなことをやりとりしているということの説明していただいたんですけれども、評議の中でもう一度見ようと思った時に、大量のメールの中から見たいところを探すのが大変でした。

これも、電子データか何かで、全て検索とかできれば、もうちょっとやりやすかったのかなというのは感じました。

あとは、私は、英語が堪能なわけではないんですけれども、まだ英語の方がニュアンスとか何かつかめるんですけれども、別の外国語の通訳ですので、もうはっきり言って、何を言っているのか分からないです。どういう思いでこの答弁をされているのかというのも、顔を見ても読み取れなかったという難しさはあったなど。そ

ういう意味では、難しかったのかなと感じました。

【司会者】

そうしますと、大量のメールということですので、法廷の場では、全部ということじゃなくて、検察官が重要だと思っているところをピックアップされたりとか、弁護人から見て重要なところがピックアップされたりとか、そんな場面は、ございましたでしょうか。

【7番】

はい。法廷内では、重要なところは、スクリーンに映しながら説明していただいたので、そこで見ているんですけども、後で見返す時とかは、大変だったなと思っています。メールのデータが出てくるのは、珍しいとも言われたんですけども、被告人のパソコンが証拠品としてあったので、その中に残っていたものを全部ということで、メールがすごく出てきたらしかったんです。とても大変でした。

【司会者】

そうですね。この事件は、具体的な渡航経緯が詳しくメールに残っていたパターンなので、ちょっと他の事件とは違うのかもしれませんがね。分かりました。ありがとうございました。

それでは、引き続き、6番の方、証拠調べの関係は、いかがでしょうか。

【6番】

余り証拠はなかったのかな。担当させていただいた事件では、弁護側、検察側が同じような話ばかりっていう印象が強いんです。両方で同じことを聞いたりするんです。テレビなんかで見ている、うんざりするようなことがあるんですけども、そういうものなんでしょうね、裁判っていうのは。だから、すごく面白くなく、同じようなことばかりだっていう印象がすごく強いんですけども。これは、私どもが勝手にそう思うだけで、やっぱり裁判っていうのは非常にきちっと進めなければいけないという、そういう手順があるんだなというふうな意味からすれば、これは、退屈な思いをしながら、一生懸命聞いていました。そんなところですよ。

【司会者】

恐らく6番の方の担当された事件だと、その渡航経緯を語る証人もいて、証人の話も併せて考えると、被告人の渡航経緯は、こういうはずだと。それが評価に結びついたような事件のように思うんですが、その辺りの、例えば、証人尋問なんかは、御記憶に残っていますでしょうか。

【6番】

具体的にどうだったかというのは、分からないんですけども、とにかく、同じことを両方で聞いているっていう感じがすごくしました。

【司会者】

どうしても、重要なところは重なってしまうというところでしょうかね。

【6番】

もう一つは、被告人が外国人だった。だから、よく分からないのは、日本人のメンタリティーと違うんじゃないかと思うんです。ああいう外国の人たちっていうのは、すごくいいかげんなのかも分からないですね。本気になって罪を犯している意識なんか全然ないのかも分からないし、本当に罪を犯すつもりもあったのかも分からない。そこが、よく分からないところなんです。そういう全然メンタリティーの違う、国民性の違う人たちを量刑を含めて決めていくということの難しさをすごく感じました。

【司会者】

ありがとうございました。確か、何人かの方から、被告人が外国人だということに伴う理解のしにくさとか、感情の読み取りにくさとか、そんなところが出ておりました、この辺りは、本当に外国人事件に特有の問題という点もありますので、そこも考えつつ、密輸入事件の特徴に絞って、もう少し議論を進めていきたいと思っております。

では、5番の方、お願いいたします。

【5番】

証拠の物品だと、手にとって見る事ができたんですけれども、それ以外にスライドを使って、証拠の品を見るということになったんです。時間的に制約があるのは、分かるんですけれども、パッパッパッというふうにスライドが早く流れていったという感じがするんですよ。スライドに書かれている外国語と対訳みたいな感じで日本語っていうふうに書かれているんですけれども、それを読む時間がなかったんです。

【司会者】

そのスライドというのは、証拠の内容自体でしょうか。どんな証拠だったのか、御記憶ございますか。何に関する証拠というか。

【5番】

例えば、ホテルの滞在の、どこどこのやつですよという感じのものだったような気がするんです。

【司会者】

そうすると、渡航経緯とか、経費とか、お金の支払とか、そんなものに関わるものでしょうかね。

【5番】

そうですね。

【司会者】

その辺のスライドの変わるタイミングが、もう少しじっくりと理解できるタイミングの方がよかったということが一つということですかね。

【5番】

はい。

【司会者】

外国語のものが出てくることについて、翻訳との関係が分かりづらかったとかいった点は、ございましたか。

【5番】

それ自体は、普通に訳されていたので分かりやすかったですが、時間がちょっと。

【司会者】

やっぱり時間が一番ですかね。分かりました。ありがとうございました。

今回参加された皆さんが担当された事件は、いずれも覚せい剤を隠して持ってきた事件ですので、とりわけ覚せい剤の隠し方とか、それがどんな意味があったのかとか、その辺りも、もしかしたら記憶の喚起の一つの要素かと思っておりますので、お願いいたします。

4番の方、お願いいたします。

【4番】

証拠調べっていうことに関しては、非常に分かりやすかったです。というのは、覚せい剤1キロパック13袋を現実には裁判の目の前で見られたんです。触れました。「おお、これが覚せい剤か。」、「これ、末端小売価格、幾らあるんだろう。1回どのぐらい使うんだろうか。」と、裁判員の中で盛り上がりました。「これが持ってこられちゃったんだね。これが発見されたのならしょうがないよね。」っていうような感じでした。

あとは、隠し方なんですけれども、被告人が工作機械を自分で作って、それを輸出して日本で売るといったことだったらしいです。その梱包している中に13キロの覚せい剤が入っていたと。それは、本人が全然知らないところで、誰かが途中で入れたんだというような主張をして争っていたんですけれども、逮捕時に押収した携帯とか、パソコンとかの中に入っていた写真なり、メールなりを見れば、もう一目瞭然のような形で、弁護人は何を弁護するのかなと思うぐらい、すごく分かりやすい話だったような気がします。

品物が出てくると、すごく分かりやすいというのが一つと、あと、その工作機械というのが「日本にあっても、全然使い物にならないものですよ。」ということ証人が出てきて証明してくれたので、本当に分かりやすく説明してもらえたなと感じています。

【司会者】

確かに、この事件は、特殊で、まさに被告人の持っていた携帯の中に出てきた黒い塊そのものが写っていて、その中に隠されていたものがあらかじめ写っちゃっていたという、その辺が決め手になっていたという意味で、分かりやすさがあったんですね。

そういう決め手となる証拠があると、分かりやすいというところにつながるんでしょうかね。

では、引き続き、3番の方、お願いいたします。

【3番】

私の時も、非常に分かりやすくて、被告人は、女性だったんですけれども、旅行の前日に男性にフライトバッグとパソコンバッグを買ってもらったと言っていて、自分が選ばずに買ってもらったということでした。女性って、そういうのを自分で買ったりとかはあるし、前日っていうと、荷物なんかの用意を自分は早めにしちゃうんですけれども、それをまた新しいのに詰め直す手間もあるだろうしということと、あと、裸のお香がパソコンバッグとフライトバッグの両方から出てきたりってことで、私だったら、そんな詰め方はしないだろう、これは、何かをごまかすためだろうってことと、あと、押収、携帯のメールが何か残っていて、向こうの言葉か何かだったと思うんですけれども、覚せい剤の隠語っていうんですかね。クリスタル何グラム、G、何回分みたいな記述もあったので、そんなに難しい証拠ではなかったです。

【司会者】

確かに、一件一件、判断の仕方が違っているんですが、この事件は、恐らく被告が述べているバッグの収納状況とか、どうやって収納したのかとか、その辺を認定材料にして判断しているので、必然的に分かりやすさにつながっているんでしょうね。

それでは、引き続き、2番の方、お願いいたします。

【2番】

証拠については、メールが多かったという7番さんの発言がありましたが、私が担当した事件では、メールは、そんなに多くなかったような気がします。逆に、そのメールが全てだったのかなという疑問もちょっとありますけれども、そんなに多くなかったです。

ある程度、流れで、実際の渡航とか、そういういろいろ証拠品の流れを見ると、確実に怪しいなというのは分かったんです。

あともう一つ、ちょっと私も分からないのは、証拠は、いっぱい出てくるんですけども、私がちょっと疑問に思ったのは、証拠として、出てきたものというのは、それは正しいものとして理解するのか。逆に、証拠を確かなものとするために、何か確認すべきなのかということについて、私なりに疑問に思いました。証拠に関しては、そういうことを感じました。

【司会者】

内容的には、全体的に分かりやすかったということになりますかね。

【2番】

分かりやすかったです。

【司会者】

その辺の証拠が信用できるのかどうかとか、その証拠価値がどれくらいあるのかとかいうのは、当事者の方で争うか、争わないかで決まってくるというような説明が、確かに、そこまで詳しくはさせていただけていないのかもしれないですね。事前に、証拠については、このまま調べてもらっても構わないという意見を、特に弁護人の方が述べている証拠だけが出てきている形になっていたりとか。ただ、そうはいっても、一応証拠として調べるけれども、信用性とか価値は争いますよっていう場合もありますので、そういう場合には、そこが争点になったりしています。その辺で、もし御記憶に残っていなくて、特に争点になっていないとすれば、それは、弁護人がこれはこのまま調べてもらっても構わないという意見を恐らく述べていた

証拠なのかなという気がしますので、裁判員の方にお願ひする時は、争点はそこが当然ポイントになっていますので、そこについても話し合ひましょうということになるのかなと思います。

そんな形でよろしいでしょうかね。

【2番】

その点では、逆に、弁護人側があんまりそういうことについて具体的に述べていなかった、反論していなかったので、検察官の一方的な感じかなってというような、あんまり具体的な反論が弁護人側からなかったのかなという感じはしました。

【司会者】

そうですね。その辺りも、確かに、もう少し御説明した方がよかったんでしょうね。何も言わないということは、要するに、争わないという態度なので、そこは、そんなふうに御説明して、「証拠価値が問題となることもあるけれども、今回は大丈夫ですよ。」ということをして、こちらの方で御説明した方がよかったかもしれません。

では、引き続き、1番の方、お願いいたします。

【1番】

証拠調べという点では、この事件では余り証拠がなくて、物と航空券ぐらいで、メールとかは一切なくて、それでも、法廷では、5番の方が言ったみたいに、スライドでガーッと流れてしまって、午前中っていうのもありまして、その場では全てが理解できなかったんですけども、その後、休憩とかで戻ってきて、裁判官の方が「証拠をちょっと持ってきました。」と言って、私たちの事件はスーツケースの中に包んであったんですけども、そのスーツケースを持ってきて現物を見たりして、そこでやっと理解できたかなというふうに思います。

あと、裁判中に1個、弁護人の出した証拠が引っ込められたんですね。「取り下げます。」とか言って。なぜ取下げになったのか理解できないまま終わってしまったのが1個あったので、そこは、ずっとクエスチョンだったんです。

【司会者】

その弁護人から出されていた証拠というのは、どんな証拠だったのか御記憶はありますか。

【1番】

今は、もうあまり覚えていないんですけども。何か、「じゃ、取り下げます。」って、多分言い合いじゃないですけども、何か検事さんの方となって。

【司会者】

そうですか。「必要がなくなったので、もういいです。」っていう場合もありますし、そういう形で争われる場合もあつたりしますので、その辺りは、どこまでこちらの方でうまく説明できているかどうかというところが、もしかしたら、ポイントなのかもしれませんね。

確かに、1番の方が担当した事件は、判決を読む限り、具体的な証拠が少なく、「一般的に言って、それは知っているはずだよね。」っていうような、「組織の方からしたら知らせるはずだよね。」っていう、そういうところが中心のようです。ただ、税関検査での様子なんか少し判決の中では使われていましたので、その辺り、何かございましたか。

【1番】

一般の私たちからすると、税関職員は公務員なので、信頼するという頭だったんですけども、弁護人も、検察官も、もう被告人の対応はそれだけで行ったんです。私自身は、それをずっと聞いている中で、「証人がうそを言うことはないのかな。」と思ったりしてですね。ちょっとそういう曲がった質問をして、証人の方が苦笑したりしていましたけれども。

あとは、持ち帰ってから、証拠よりもやっぱり被告人の方の対応で論議していった形になります。

【司会者】

やっぱり証拠調べとしては、スライドの見せ方とかタイミングとか、その辺に一

番注意してもらいたいというところでしょうかね。

【1番】

そうですね。

【司会者】

では、一応ざっと伺いましたので、ここでまた当事者から具体的な質問事項がございましたら、質問していただきつつ、もう少し記憶を喚起させていただきたいと思います。まず、検察官の方から何かございますでしょうか。このコーナーで質問しておきたいことというのが。

【西村検察官】

話題になった6番さんの事件に一部関与しておるんですけども、同じことばかりという印象を持たれたのは、共犯者の女性も証人として呼んできているんですけども、この共犯者の女性の言っている内容は全部が全部受け取れませんよと、かなり不自然なことを言っているので、やっぱり質問事項はかなり多くなったかと思えます。

そして、あと、外国語の通訳だったんですけども、通訳の媒介過程をたどる際に、どうしても証人とか被告人と、あと通訳さんが言っているやりとりが、いまいちかみ合わないところがあったかなというような事件でした。それで、質問が繰り返されたり、あと、弁護人は反対尋問ですので、どうしても、「先ほど、検察官に対してこうこう言いましたね。」っていうのをまず1個確認して、そして、質問をしたいということでやったんですけども、その「検察官に対してこう答えましたよね。」っていうところの答えがうまく出なかったり、あと、通訳がうまくいかなかったり。そして、あとは、被告人のこのバッグ、糸巻きですね。ドラッグでできていると思ったという供述をしたけれども、でも大丈夫と思いましたがというところ、そこは、やっぱり当事者双方、そして裁判所も、その過程はかなり念入りに質問をしていました。やっぱり通訳を介すというところもあって、同じことを何回も議論になっているという印象を持たれたかなという感じを受けたところでございます。

あと、同じことで少し退屈に感じられたということで、今回の話題事項にも証人の証言、証人尋問や被告人質問に、退屈だったというようなところはありませんでしたかという項目があるんですけども、検察官も、弁護士も、分かりやすい証人尋問、分かりやすい被告人質問をやりたいという意識でやっていると思います。

何か退屈とか、「暇」とか、「飽き飽きしている。」っていう言葉が出ましたけど、当事者としては、楽しませるとか、エンターテインメントをするっていう意識は余りないので、退屈って言われると、「あれ。」っていう感じを受けました。密輸事件って皆さんにとってはなじみがないとか、あとは、外国人を対象としている事件だと、裁判員の方から退屈だったというような印象が述べられて、やっぱりこういう話題事項になったのかなと思ったんですが、どうなんでしょうか。

【司会者】

ここは、分かりにくければ、結局、退屈だったという印象で終わるだろうという、それも含めてですかね。

【6番】

私は、退屈という言葉が悪かったかも分からないですね。同じ確認を何回も両方ですということと、それと、通訳があるから、同じ話が何回も出ると、そういう意味で退屈というか、くどいなという気は確かにしました。それは、やむを得ないなという気もします。退屈という言葉があれだったら、申し訳なかったですけども。

【司会者】

その他、検察官サイドから具体的な証拠調べの内容について聞いておきたいようなポイントはございますか。

【香西検察官】

スライドを流すのが早いというところがありましたので、ちょっと言わせてください。

スライド、特に航空券とか、飛行経緯とかいうのは、恐らく多くの検察官がその

内容を原証拠を翻訳した日本語を読み上げて、何時何分に行っていますと。それで、パワーポイントには、恐らく原証拠としての外国語のバーツと書いているものを並べていると思うんですね。我々は、訳したり重要なところだけを引き出して、このフライト予約は大体要約すると、こういう3行ぐらいの外国語になりますと、その他は、あんまり注目してもらわなくても結構ですという趣旨でまとめてしまっているんですけども、そういうところもやはり、検事が読んでいない部分とか、そういうのが気になってしまって、スライドが早いという御趣旨なんでしょうか。

【司会者】

では、5番の方、お願いします。

【5番】

被告人が外国人なので、どうしても言葉の壁っていうのがあるんです。一応スライドを見るじゃないですか。それに対して、被告人の方で説明みたいなことを弁護人を交えてやっているんですけども、それで、言葉の壁がありまして、どうしてもそのスライドと二つを両方一遍にドッとやられるような感じがするんですよ。それで、理解がちょっとできないってというのが1点あるんです。

【司会者】

外国語の証拠ではあるけれども、証拠そのものなので、それもちょっとじっくり見たいという気持ちもあるというような、きっとそんなところなんだろうね。翻訳は、翻訳で分かるんだけど、確かにそのもの自体は見たいっていう。他も、そういう証拠もあるのかなという気もしなくはないですね。

では、引き続き、弁護士サイドからごぞいますでしょうか。

【中井弁護士】

こういう海外の事件だと、弁護側から何か客観的な証拠とかというのを出すのはすごく難しいことが多くて、ほとんど被告人本人の話ぐらいしかないことが多いんです。今回お集まりいただいた方の件は、恐らくみんな有罪という結論で、被告人の話は信用できないという結論が出たんだと思うんですが、3番の方、4番の方か

らは、さっき、客観的なものからとか、言い分がそもそもっていう話がありましたが、他の方は、どういうポイントで、この人の話はちょっと信用できないなっていうふうには最後結論が出たのか、あるいは、聞いているその場で、もう法廷で思ったのか、評議してから思ったのかとか、そういったことで何か御記憶があれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

【司会者】

その辺り、若干争点に対する判断の方にも入るのかなとは思いますが、ポイントになった証拠がどんな証拠だったのかということで、御記憶にあればということで、どうでしょうか。自分の事件では、この証拠がポイントだったなというのが、3番の方とか、4番の方と同じように、何か御記憶に残っている方は、いらっしゃいますでしょうか。

まずは、証拠の重要性が分かりやすかったっていう、そういう観点ですかね。

【2番】

ちょっと回答が合っているかどうか分からないですけども、私の裁判の場合は、外国でその覚せい剤らしきものを渡されて成田に来たという関係の人でも、外国での状況っていうか、レストランに行って、実際に来る時にもアポイントメントとか、その辺も余りとられていなくて来て、レストランで話をした次の日に駐車場で物を渡されたとか、そういう不自然な行動、次に別の外国へ行こうとしていたのに突然日本へ来たとかっていう、ある程度私たち裁判員が感じて不自然な行動であったんですけども、その辺のことについて、弁護士側がちゃんと説明に対する反論がなくて、実際、恐らく反論があったのは、メールに関しての反論だったと思うんですけども、だから、そうなる、あんまり弁護士側がどうなのかなっていう、裁判員が不自然だなと感じているところと弁護士が考えている論点が違うから、それはそうなるんだろうと思うのですけれども、何かそれがよく分からなかったっていうか、そういうところがありました。

【司会者】

ありがとうございました。

そんな視点で結構ですので、何か他の方からもございますでしょうか。

【1番】

証拠は、あんまりなくて、先ほど話したとおり、物と被告人の言葉ぐらいしかなかったんですけども、やはり外国人なので、日本人と同じ感覚で言うてはいけな
いかもしれませんが、私たちの感覚からすると、やっぱり不自然だなと感じ
ました。私たちには、普通だったら、日本に来るなら直接成田に来ればいいのに、
移動が不自然で、「普通はないでしょ。」というのがありましたので、やっぱりそ
ういうところが弁護人の弁護では詰め切れていないといえますか、弱かったなとい
う印象は残っています。

【司会者】

ありがとうございます。

ほかに同じような視点で、いかがでしょうか。

それでは、7番の方、お願いいたします。

【7番】

やはり今ありましたけれども、被告人の方で不自然だなという思う行動をとられ
ているんですね。私の担当した案件でも、実際は外国から持ち込んだんですけど
も、それよりも1か月以上も前に別の場所に一度行って、そこに1か月間拘束され
ているようなひどい目に遭っているにもかかわらず、もう一度何か遺産がもらえる
からなんていう話に乗って、もう一度行こうとしてしまう、そこで明らかに「何か
疑い持つでしょ。」っていうようなこともあったんですが、そこに対して弁護側か
らの反論というのは、詰め切れていなかったのかなと感じました。

【司会者】

ありがとうございました。

何人かの方からそのような意見が出ていますが、弁護人サイドからは、何かござ
いますか。

【中井弁護士】

言い訳のしようもないんですけれども、やっぱりなかなか苦しい、不自然なところって、なかなか説明が難しいところがありまして、もちろんできるだけ説明しようとは思ってますけれども、それでも足りないということになってしまっていることは多いのかなと思います。やっぱり不自然だと率直に感じるところをしっかりと弁護していかないと改めて思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、大分時間も押してきましたので、この話題はここまでということで、最後、争点についての判断もしくは量刑についての判断で、どんな点が難しかったのか、そのために、今度は検察官の論告とか弁護人の弁論ということで、これもどこまで御記憶にあるかという問題があるんですが、検察官の論告とか弁護人の弁論というのがどれくらい役立ったのか、それとも、やはり記憶にないくらい役立っていないのかといったところを含めてお伺いしたいと思います。

これも、7番の方からお願いいたします。何かございますでしょうか。争点でも、量刑でも、どちらでも結構です。

【7番】

論告ですが、冒頭陳述から来て最後まで聞いて、検察側の方が理詰めができていたと感じました。審理の中でも、裁判の話の中でも、自分が考えたとおりの理詰めだったので、納得いったのかな。

弁護人の方は、先ほども申しましたけれども、やっぱり不自然だなと思ったことに対する反論というのは、詰めがちゃんとしていなかった、とられていなかったなと感じました。

量刑の方は、全く何もない状態で決めろっていうのは確かに難しいと思うんですけれども、過去の判例を参考にしてやるのかなというところで決めたので、過去の事例というのが占める割合は大きかったかなとは思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、引き続き、6番の方、お願いいたします。争点でもどちらでも結構です。

【6番】

まず、弁護側と検察側の言うことがちょっと違うことがあったんですけども、思ったのは、私が担当した事案は、逮捕から裁判が始まるまで、どうも1年ぐらい掛かっていたようなんですね。その間に、取調べを当然いっぱいしているわけですよ。

【司会者】

1年っていうのは、裁判の準備期間もありますので、基本的に。

【6番】

基本的には、検察側というか、警察がずっといろんなことを調べているわけですよ。それで、そういう調べている内容から、検察側は、「こういうことをしたでしょ。」っていうふうに言うわけですよ。ところが、証言とか何とかになった際には、違ったことを言ったりする。だから、その辺が検察側と弁護側の意見の違いになったり。ちょっと今、十分お話通っているかどうか分からないんですけども、例えば、1年間ぐらいの取調べの期間の中で、何かポロツと言ったことが、ポロツと言わされちゃったようなことが被告側にないのかな。後で最後、裁判になった際には、言っていることとちょっと食い違っちゃう。だから、それは、どっちが正しいかどうか、よく分からないですけども、検察側と弁護側の違いが、多分取り調べる際、警察か検事側か知らないですけども、取調べの際の情報って、多分違うんですよ。そこで差が出てくるから、何となく弁護側と検察側の言うことが違う。すなわち、量刑に対する要求度が違う。裁判では、いろいろそういうことも分かった上で、被告人のとか、あるいは、いろんな証言を総合的にやる。それで、検察側の言うのは違うということで、裁判で棄却されたことが幾つかあるわけですね。

私が言いたかったのは、要するに、検事側と弁護側の違いがあるんじゃないかなっていうこと。棄却したということは、取り調べたことが認められないということですよ。だから、よく分からないのは、こういうのは難しいのは、被告人がいろんな長い中で、もう疲れちゃったか何かして、いろんな質問や同じような質問をされたりとか、いろいろなことを言われて、ついつい「ああ、やっちゃいました。」みたいに、要するに、冤罪とは言わないですけども、ひょっとして言っちゃったようなことが、そういうのがずっと何かあって、それが検察側の求刑になっているのかなっていう気がしました。

これは、ちょっと結果的にはよく分からないですけども、それは、要するに、取調べの在り方がよく見えていないから、ちょっとこちらが見えていないところもあるという意味も含めまして、それが先に立っていて、よく見えていない。ちょっと説明が悪かったかも分からないですけども、取調べと裁判のやり方っていうのが、その情報が全部一緒じゃないから、検察側の求刑と弁護側の言うことがちょっと違ってくるのかなっていうふうに思ったことがありました。

もう一つは、量刑を決める上で、今でも私は自分で間違っただかなと思っているのは、共謀共同正犯っていったら、二人で両方相談して「悪いことしようね。」って言って、両方が同じような立場でやったって印象があるわけですよ。ところが、そうではなくて、何かずるずるって引き込まれちゃって、具体的な相談もなしに、ないことになっているんだけども、それは、もう検察側の話も弁護側の話も全部ひっくるめて、全部の流れの中で見ると、被告人は「一緒にやろうね。」っていう話をしたわけじゃないし、何か持たされちゃったと。「これ、覚せい剤よ。」といって持たされたわけでもない。知らないうちに持たされちゃった。知らないうちに巻き込まれちゃった。それで、成田で見付かっちゃったっていうことになっているんです、私の事件は。それで、共謀共同正犯っていうふうに結果的には当てはまるっていうことだったんですけども、そのところが、まだ、いまだによく分かっていない。

だから、何回も、また話を戻しますけれども、そういう大事な概念、大事なキーポイントの言葉っていうのをどれだけみんながきちっと同じ土俵に乗って理解できたかっていうところが、今、一つ大きな反省として私自身は残っています。

【司会者】

ありがとうございました。

最初のお話は、検察官と弁護人の主張が対立しているというか、違う意見を述べて、それを参考にして判断をしたという、逆に、そういう理解でよろしいんでしょうかね。

【6番】

結果的にそういうことですね。

【司会者】

捜査段階で言っているのと公判で言うことが違ってくるのはよくあることで、やはり公判でしゃべっていることが信用できるかどうかを、恐らく皆さんと一緒に判断していただくという形でやっていたと思いますので。

それでは、引き続き、5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

私の扱った案件は、被告人が典型的な、運び人っていうような事件だったんですけども、その運び人が素人か玄人かって言われたら、確実に、もうこれは素人だと誰が見ても分かるような人だったんですけども、それで、量刑を決める際に、素人だからこうなのか、玄人だからこうなのかっていうふうに、その線引きにちょっと悩みました。

【司会者】

事実認定の争点の方では、何か印象に残っている点はございますか。よろしいですか。

それでは、4番の方、お願いいたします。

【4番】

争点については、判断は難しくなかったです。品物そのものが出てきているし、写真だとか、メールだとかも、つじつまが合うような形で述べられていたんだと思います。

それで、量刑がすごく難しくて、覚せい剤の量が、裁判長いわく、とてつもない大量で、過去にも数例しかないぐらいの多い量らしいんですね。我々は、素人だから、どういう判断基準で量刑を決めるのかが分からないので、一応、過去はこんなもんだよというのを見せてくれるんですけども、それにも当てはまらないぐらい多いんですね。マックスで確か25年ぐらいの刑があるらしいんですけども、どうやって判断していいのかが分からないと。それで、一応、十何年かというのに決まったんですけども、いまだにそれが、その量に対しての量刑の重さっていうか、多さに合っているのか、合っていないのかなっていうのがまだちょっと疑問なんですね。多分、日本の国の中では、このぐらいだけれども、外国に行くと、同じ量でも恐らく違う刑になるんだとは思うんですけども、判断基準がよく分からないので、難しかったというところですよ。

【司会者】

ありがとうございました。

逆に言いますと、覚せい剤の量が量刑を決める上で重要なポイントだというのは理解できて、ただ、大量すぎるので、それを数字に置き換える時に、例がないので、困ってしまったというところなんではないかな。

仮に、余り例がないというところで困られたとすると、それは、まさに裁判員の皆さんの感覚をまず一番大事にすべきようなポイントにも思いますので、そこは、恐らく皆さんの意見も反映されたという、そういう部分もございませんか。そのところは。例がないだけに、自分たちが決めたんだというような、そんな感覚は、ございませんでしたか。

【4番】

結局は、そうなるんでしょうけれども。

【司会者】

分かりました。ありがとうございました。

それでは、3番の方、お願いいたします。

【3番】

自分の時は逆に、量刑に関する判断は難しくなくて、「重さと今までの判例で、大体これくらいですよ。」みたいなアナウンスが事前でありまして、中身としては覚せい剤6包みで、私も使ったことないので分からないんですけども、乱用者の平均使用量の6万5000回分と言われても、ちょっとぴんと来なかったんですけども、その重さで大体これくらいの罪ですということがありましたので、比較的分かりやすく、皆さん「そうなんですか。」と納得されて、理解をされていたかと思えます。

【司会者】

そうしますと、前提となる量刑の決め方のところの説明は、それなりに分かりやすく、この事例に入ることができたということによろしいですか。

【3番】

はい。

【司会者】

そうですね。3番の方の事件は、事実認定の方は比較的分かりやすかったということでしたからね。

2番の方、いかがでしょうか。

【2番】

被告人がやったのは確実だかっていうのは理解して、間違いないなと思ったんですけども、一方で、確定的な証拠っていうのは、本当にあるんだろうとか、ちょっとよく言われているように、疑わしきは罰せずとか、そういうことがあって、自分なりには、もう確定的に犯人だな、もうこの人がやったんだなとは思っただけですけども、その辺との葛藤っていうのも、ちょっと一般人としてはありました。

それと、さっき言葉の話がありましたけれども、推論という言葉と故意という言葉についての考え方についていろいろ調べてみると、そういう形で裁判も起こらないといいなっていうのは分かるんですけども、推論で結審されるっていうか、されていいのかなっていう葛藤みたいのもありました。実際には、その人が犯人だかっていう確定は、私なりにしていましたがけれども、内心では、葛藤もありましたという状況ですね。

それと、量刑に関しては、その求刑と今までの判例に基づいて決めたので、そういうものかなということで納得したという状況です。

【司会者】

ありがとうございました。

恐らく一番最初の話は、外国で起こったことで、被告人が話していることが不自然だと思うんですけども、普通だったら、その裏付けがあるとかないとかで判断できるんですけども、そこが何も無いまま、最後まで行かなきゃいけないところがこういった事件の一番の難しさだと思うんですね。その辺りが、この種の事件で皆さんに御負担を掛けているところかなというふうに思います。

1番の方、いかがでしょうか。

【1番】

まず、争点という意味では、結局、弁護人も、検察官の方も、被告人が言ったことに基づいてやっていますけれども、その共犯というか、「外国の方で、その人物が本当にいたかどうかは実際は分からない。」とかいう話が裁判長からもありまして、だから、議論としては、「そうすると、推定無罪になっちゃうんじゃないか。」っていうのがあったんですけども、そんな話をしたら、何も進まないということで、結局は、被告人の行動ですね。それを見ながら崩していったっていうのが、そこにはあるんですけども、なかなかそこは難しかったかなと。ほとんど証拠も何もなく、本当にその被告人が言ったことをうのみについていうか、それだけでやっていいのかなっていうのはありました。

量刑については、裁判官の方から、事前に、皆さんもおっしゃったように、全部教えていただきましたので、納得はしたんですが、ただ、実際、私たちの被告人は、言葉は悪いですが、余り裕福な方じゃなかったもので、実際、罰金は払えないんじゃないかなと思ったんです。なので、「罰金を付ける意味はあるんですか。」って言ったら、「一般的だから。」と言われたんです。一般的というか、「みんな付いていますから。」っていう感じだったんですけれども。だったら逆に、罰金を付けずに、その分、量刑を重くした方が実際はいい、同じことなんでしょうけれども、罰金を付ける意味がいまいち後々まで残ったというのと、あと裁判費用ですね。それを被告人の負担にするかということがあったんですけれども、そこも、事前に話が欲しかったなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

恐らく一番最初のその人物がいたかどうか分からないのにといったところは、この事件だと、証拠も少ないので、要するに、覚せい剤が大量で巧妙に隠されているので、必ず組織がこれは準備したはずだと。そうすると、ちゃんと回収しなきゃいけないから、回収するための方法をとっているはずだというのを理由にしないといけなくなってしまっているんで、そのところは、やはりなかなかそう言われても、そんなに普段ある出来事じゃないので、すうっと頭に入るといって感じでもなかったですか。やはりその部分は。

【1番】

そうですね。実際、本当にそういうこともあるのか、日本人の感覚だけでやっていいのかなという、向こうの現地のことをですね。どういう付き合いってというのが、日本人からしたら、そんな数回話しただけだったら、最初に会った人に、「日本に行かないか。」とか言って、それで、「日本に行く費用を出してあげるよ、一人で行けよ。」って、そんなの普通あり得ないと思うんですけれども、向こうの国の方だと、いろんな国をよく行き来しているので、普通なのかなとか、そういうところ

で、ちょっと難しかったです。

【司会者】

なるほどね。そうですね。外国人だから、文化の違いとか感覚の違いが分からないって悩む例ってというのは、やはりありますか。ありがとうございました。

それでは、時間も押してきましたので、裁判所サイドから、先ほどの点も含めて、何か質問ありますか。先ほどの証拠の点とこの点と併せてという感じであれば。

【秋田裁判官】

皆さんから争点に対する判断と量刑に関する判断のことを伺ったんですが、その前提となった検察官の論告とか、弁護人の弁論というのは、どんな感じでどの程度使ったか、もし記憶があれば、教えてください。

【司会者】

先ほどちょっと触れていただいた方もいらっしゃると思いますが、改めて論告、弁論ということに絞った場合に、大ざっぱにでも、どんなものでどれくらい役立ったか、役立たないっていう、何か明確な印象をお持ちの方は、いらっしゃいますでしょうか。論告、弁論に絞っていただいて結構ですけれども、ございますか。

先ほどの関係では、恐らく余り出ていないですか、今のところは。やはり冒頭陳述と一緒に、この段階ではなかなか具体的な内容とか、それが役立った、役立たないという印象も残っていない感じなんではないでしょうか。もともとそれまで述べられていた事件が分かりやすかったか、分かりにくかったということとの対比だとは思いますが、すごく分かりやすかったという、例えば、3番、4番の方から見れば、検察官の論告がすつと頭に入るみたいな、そんな感じでしょうか。

ちょっとその点も余り御記憶がないようですので、各当事者の方から、これという何か質問、これまでのところでございますでしょうか。

【西村検察官】

6番の方の事件に、私が共同立会していたので、どうしてもちょっと出てしまうんですけれども、この被告人の供述、録音、録画のDVDを再生して弁護側と被告

側と対立になったところの立証をやっているんですけども、共犯者から1万ドルって言葉は出ただけですけども、それが報酬だというふうに明確に被告人は認識していたかどうか、そこが対立していて、録音、録画のDVDを再生したりしたという、そういう事件ですね。

今回、御意見を伺って参考になったのは、起訴した後は、検察官は、取調べをやっていません。ですから、勾留している20日間しか取調べをやっておりません。起訴した後は、取調べをできないので、やっておりません。今回は、その取調べ内容の通訳が正しかったのかとか、そこが弁護側と意見が食い違っていて、それで、裁判が始まるまでの準備期間が1年近く掛かったというようなものでございます。

ですので、取調べのDVDを再生したんですけども、やっぱりいつの段階のDVDかとか、20日間で取り調べたところのものですか、そういう説明とかそういうのを、法律家の間では当然なんですけれども、やっぱり一般の方には分からないということを認識しまして、きちっとした説明をしないとイケないかなというふうに感じさせていただいた次第です。

【司会者】

そのほか、よろしいですか。

【伊藤弁護士】

残念ながら、争点について判断することは難しかったですかというところは、証拠上、有罪は明らかという形で、お話が進んでいたかと思いますが、この結論、争点を判断する中で、「こういう証拠があればな。」と、ちらりとでも思ったものがあれば、御意見をいただきたいと思います。

【司会者】

そうですね。外国の事件ということで、限界はあるんですけども、それでもやはり「ちょっとこの証拠、足りなかったな。」というのが話題になったような事件は、ございましたでしょうか。どうでしょう、どなたでも結構ですけども。

どうぞ、1番の方。

【1番】

やはり検察の方は海外まで行けないということだったので、もし弁護人が問題なければ、海外に行って、その共犯者があるのであれば、そういうのができるのであれば、そういうものをとってくるのかというのがあるといいのかと。

あとは、情状酌量というところで、私たちの事件では、被告人の母親が日本に来て陳述するって話だったんですけども、やむを得ない事情なのか、ちょっと分からないんですけども、お手紙だけになってしまった。そうすると、やっぱり弱くなってしまったので、そういうのができればよかったのかなというふうには思っています。

【伊藤弁護士】

すみません。ちょっと聞こえなかったんですが、海外に行って何をというふうにおっしゃったのか、もう一度説明をお願いします。

【1番】

実際、その共犯者と思われる人とか、その友人関係とかですね。私たちの担当した事件では、本当にその人がいるのかいないのかが争点になっているところもありましたので、そういうところが調査できると、もしかしたら、被告人に有利になる可能性もありました。不利になる可能性もありますけれども、そういうところで、また流れが変わる可能性もあるのかなと思いました。

【伊藤弁護士】

ありがとうございます。

【司会者】

恐らくまれにアクセスできる事件では、電話とかフェイスブックとかで一生懸命アクセスしていただいて、出てきている事件もありますので、そこは、皆さん努力されているんでしょうけれども。いかんせん、なかなか手掛かりがなかったり、アクセスができなかったりということで、証拠不足になっているのかなという感じはしております。実際にされた事件も、私たちは経験をしておりますので。

【2番】

私の事件でも、外国に関係者っていう人がいるんですね。じゃ、その人について、弁護側もそうだけれども、検察側も、調査っていうのはしたのか、しないのかっていう、そういう人に関しての話は、「会いましたよ。」っていうだけの話であって、何も調べた感じもないし、そういう人が存在しているにもかかわらず、その人については何も調べていないというか、検察側も、弁護側も、その人について何を言ったということもない。争点にならないと言われちゃえば、それまでなんですけれども、何か調べてもいいのかなっていうふうな感じを持ちました。

【伊藤弁護士】

ありがとうございました。

【司会者】

どうぞ。

【3番】

自分の時も、被告人が言うには、関係者からバッグを預かったということがあったんですけれども、全く法廷にも来ず、結局、本当にそいつはいたのかということもあります。あと、弟の証人尋問も予定されていたようなんですけれども、どういった都合があったか分からないんですけれども、来なかったということで、結構、こういったケースって、登場人物が複数いるにもかかわらず、全く登場しないで求刑まで行ってしまうような流れになるんでしょうか。

【司会者】

検察、弁護を含めて、証拠が外国にあるっていうことの障害が非常に大きいと、そこがどうしても分かりづらさとか、物足りなさにつながっているというのは、非常に私たちも実感しておりますので、可能な限り、そこは何とかしたいなと思っております。

それでは、そろそろ時間もありますので、最後に、一言ずつ皆さんの方から頂いて、意見交換会としては終了ということにしたいと思っております。

これまでの裁判自体に関するものということではなくて結構ですので、お仕事の関係とか、スケジュール調整の関係とか、御家族との関係とか、職場でどういう話題になったとか、いろいろなことを含めて、何か最後に一言ずつ述べていただければなと思っています。

では、最後、また戻って、1番の方からお願いいたします。

【1番】

経験としては、やっぱりなかなかできる機会じゃなくて、自分で手を挙げてできるものでもないので、やってよかったなと思います。いろんな年代やいろんな職業の方と意見交換できるっていうのは、なかなかないと思いますので、これは、一生自分の将来にわたっても糧になったかと思います。

あと、世間的に考えても、自分が仕事をやっている関係で、どうしても同僚とか主要な取引先には、「裁判員で1週間休みます。」という話をしたんですけども、「そんなこと言っていいの。」とか言うので、どこまで言っていいっていう線引きが、「裁判員をやっていること自体を言っちゃいけないんじゃないか。」とか、世間的には結構そう思われているところもあったので、そういうところの告知は、もっと法曹界全てでやっていただいた方がいいのかなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

2番の方、お願いいたします。

【2番】

こういう機会を持って、大変ありがたく思っています。

私の勤めている会社には、法務コンプライアンス部というのがありまして、社内への啓蒙活動というか、結構やっていただいているんですよね。どういう形でコンプライアンスの啓蒙活動をしているか、ちょっと分からないんですけども、それは、裁判所と連携しているのかどうか分からないんですけども、結構、啓蒙活動されているので、休みをとるにも、結構、楽にとれますし、会社全体がそういう雰

困気にはなっていますし、恐らく裁判員に選定する時期っていうのを知っているのかどうか分からないですけども、その前には必ず全社員に「参加するように」というようなのが来る、これは、全員にメールが来るような状況になっていますので、そういう面では、なかなかそういう啓蒙活動も重要なのかなというふうに思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。

3番の方、お願いいたします。

【3番】

今回、こんな貴重な体験をさせてもらいまして、まずは、ありがとうございました。

職場で行った人はないようなことでしたので、大体聞かれるのが、どういった内容だっということと、いつそれをしゃべっちゃっていいのか、しゃべらなかつたんですけども。あと、聞かれたのが、報酬をどれくらいもらったのかということを知ってくるような先輩がいて、うまくかわしたつもりなんですけれども、どの辺をいつどこまで言っちゃっていいのかっていうのが、ルールがちょっと余り自分の中で理解できていなかったもので、今でも、うまくごまかして黙っているんですけども。どれを言ってよくて、どれを言っちゃだめだという判断がちょっとつかなかつたですね。

あと、私事ですが、また今度、衆議院議員の選挙と最高裁判所判事の国民審査があるので、これを機会にいろんなことに目を向けていきたいなと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、4番の方、お願いいたします。

【4番】

仕事との調整っていうのが、自分の会社では、別段、支障になるようなことはありませんでした。「1週間連続で休みます。」って言ったら、「はい、どうぞ。」

と意外なほど軽くオーケーが出まして、拍子抜けというか、そんな感じですね。

それと、裁判員としての負担感っていうのは、全くありませんでした。楽しくではないですけども、新しいことだったので、興味深く入っていくことができました。もう一回やってくれといったら、やりたいと思います。

【司会者】

それはもう、是非よろしく願いいたします。ありがとうございました。

5番の方、いかがでしょうか。

【5番】

このような機会を得て、大変勉強になりました。仲間内でも、やったことのないという人が大勢いたので、結構、有名になりました。

一つお聞きしたいんですけども、自分の関わった案件が最終的にどういうふうになったかというのは、発表とかはするんですか。それとも、自分で調べろってことなんですか。

【司会者】

その辺りは、発表になるわけでもありませんし、お知りにならなくてもいいかなとは思っていますので。

【5番】

ちょっと気になったので。分かりました。

【6番】

どうも大変良い経験をさせていただきまして、ありがとうございましたという印象でございます。

時間的には、私は、もう年金生活者なので、問題はなくて、その辺は、何も苦しくなかったんですけども。ただ一つ、ちょっとお聞きしたいというか、申し上げたいんですけども、ちょっと失礼かなとも思うんですけども、覚せい剤の密輸ですね。これで、被告人が外国人、それで、私ども一般の市民感覚とかそういうのは、あんまり必要がないんじゃないかって思います。それは、ルールで粛々とやっ

たらいいんじゃないかなという気がします。だから、裁判員裁判が全部の裁判の中でどういう割振りになっているか、私は、よく分からないんですけども、もうちょっと、要するに、私どもの生活に直接関わるような裁判を裁判員裁判にした方がいいんじゃないかなと。

勝手な印象ですけども、この覚せい剤の密輸事件っていうのは、余りなじまないんじゃないかと思いますので、その辺どうなのかなと。外すなり、数を少なくするなり、ほかにもっとするなりすれば、どうなのかなっていうのが、私の率直な疑問なんですけれどもね。

【司会者】

ありがとうございました。

ちなみに、対象事件の見直し自体は、例えば、5年ごとに検討されたりとかしていますので、その際、いろんな意見を集約して、これから検討させていただきます。ありがとうございました。

では最後に7番の方、お願いいたします。

【7番】

やっぱり今回、裁判員をやらせていただいて、良い経験をしたなというのは一番感じましたね。

私の会社的には、裁判員用の特別休暇というのを用意されていますので、比較的簡単に、「まず選任で休みます。選ばれたら、続けて三日休みます。」ということで、「お国のためにどうぞ行ってらっしゃい。」という感じで送り出してもらいました。

私の職場は、お客様を含めて、それなりの規模なんですけれども、今までに裁判員になった人は、いなかったということで、「初だな。」と。4年にして初だなということなので、みんな快く送り出した感じなので、そういった意味での仕事上の負担というのは、特になかったです。

あと、守秘義務のことですけども、特に、そんな負担は、感じなかったですし、

職場へ帰って、「こんなことをやったんだ。」と話すと、逆に、「え，そんな話していいの。」って言うんですね。「裁判は公判って言って公なんだから，そこで聞いたことはしゃべってもいいんだよ。」という規則すら知らないということで，まだまだ皆さん，知らないんだなというのを感じました。

先ほど出ましたけれども，私も，また次選ばれたら，またやってみたいなと思います。

今回は，ありがとうございました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは，やや時間をオーバーしてしまいましたが，皆様からの非常に自由で闊達な御意見を伺えて，非常にありがたかったです。これを参考にして，またより良い制度にしていきたいと思いますので，今後とも裁判員裁判をよろしくお願いいたします。

それでは，以上をもちまして，本日の意見交換会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 今回の意見交換会では、覚せい剤の密輸入罪において被告人が事実関係を争った（否認した）事件を担当された裁判員の方々にお越しいただく予定です。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。

(1) 犯罪事実に関する「争点」について

ア 「争点」の理解について

- 検察官，弁護人による冒頭陳述が終わった時点で、「この裁判では何が争点になっているか」は分かりましたか。どのような説明が分かりやすかったですか、逆に、分かりにくい説明はありませんでしたか。
- 裁判の「争点」について、裁判官から何か説明がありましたか。その説明は十分理解することができましたか。

イ 証拠調べについて

- 法廷で見聞きした証拠書類（例えば、被告人の渡航経緯，航空券・宿泊予約状況，所持金品やメールに関する証拠等）の内容は，その場で十分に理解することができましたか。理解しにくかったとすると，その原因は何ですか。
- 法廷で証人や被告人の話を聞いて，理解しにくかったり，退屈であったようなところはありませんでしたか。また，証人や被告人の話が信用できるかどうかの判断は難しくなかったですか。

ウ 「争点」について考え，判断することは難しかったですか。その判断をするにあたり，検察官の論告，弁護人の弁論はどのくらい役に立ちましたか。

(2) 量刑に関する判断は難しかったですか。

- 3 仕事・家事等との調整や守秘義務など，裁判員としての負担感についてご意見があればお聞かせ下さい。